

特定化学物質作業主任者能力向上教育のご案内

一般社団法人山形県労働基準協会連合会
登録番号：T8390005002813

化学物質は、産業界のいろいろな分野で数多く使用されており、事業者、また労働者を指揮監督する職務である作業主任者には、労働災害及び健康障害防止のため、適切な取扱いと管理が求められています。

このため厚生労働省は、労働安全衛生法第19条の2に基づく指針を公表しており、特定化学物質作業主任者については、技能講習修了後おおむね5年以上経過した者を対象に、定期の能力向上教育を行うことを努力義務としています。

この度、当連合会において、下記のとおり能力向上教育を実施しますので、趣旨をご理解の上、是非受講され、事業場における当該業務体制の整備を図られますようご案内申し上げます。

記

1. 日時・会場・定員

日程（1日間）	時 間	会 場	定 員
令和 7 年 7 月 1 5 日（火）	8 時 4 5 分～17 時 3 0 分	山形ビッグウイング 山形市平久保100	6 0 名 （先着順）

2. 受講対象者

特定化学物質作業主任者技能講習修了後、おおむね5年が経過し、定期の「特定化学物質作業主任者能力向上教育」に該当する方。

3. 講習科目・講師（予定）

(1) 作業環境管理	: 2 時間	} 齋藤誠氏
(2) 作業管理	: 1 時間	
(3) 健康管理	: 1 時間	
(4) 事例研究及び関係法令	: 3 時間	

4. 申込方法・受講料

- (1) 申込先は下記 5 の最寄りの労働基準協会または当連合会へお願いします。
（申込先と送金先は同じ団体へお願いします。）
- (2) 申込期間は 5 月 1 日（木）から講習初日の 3 日前まで。定員になり次第締切ります。
受講の取消しは講習日の 3 日前（7 月 10 日）まで。それ以降取消しの場合、受講料は返還いたしません。

受 講 料	テキスト代	合 計
9,240 円 内訳 受講料8,400円 消費税(10%)840円	特定化学物質作業 主任者の実務： 2,420 円 内訳 本体価格2,200円 消費税(10%)220円	11,660 円 内訳 合計10,600円 消費税(10%)1,060円

（テキスト代は、年度途中で改定する場合があります）

- (3) 遅刻・早退等により講習時間が不足した場合は、修了証を交付できませんので、ご注意ください。

5. 申込先・お問合せ先（最寄りの労働基準協会へお申込みください。）

山形県労働基準協会連合会	山形市緑町 1－9－30 緑町会館 3 F	TEL 023(674)0204	FAX 023(615)1366
置賜労働基準協会	米沢市金池 1－4－20	TEL 0238(21)5678	FAX 0238(21)5679
鶴岡労働基準協会	鶴岡市馬場町 8－13 鶴岡商工会議所会館 3 F	TEL 0235(22)1759	FAX 0235(22)1761
酒田労働基準協会	酒田市本町 1－2－52 酒田共栄火災ビル 2 F	TEL 0234(22)1311	FAX 0234(22)1316
最上労働基準協会	新庄市金沢字中関屋 804	TEL 0233(22)0942	FAX 0233(23)3845
村山労働基準協会	村山市楯岡笛田 4－1－58	TEL 0237(53)2664	FAX 0237(53)2418

※

受講 No.	
--------	--

特定化学物質作業主任者能力向上教育申込書兼受講票

※受講番号が記載されている受講票を、当日ご持参ください。
※遅刻・早退等により講習時間が不足した場合は、修了証を
交付できませんので、ご注意ください。

太枠内をご記入ください。（※印のところは記入しないでください）

受講地		山形ビッグウイング		特定化学物質作業主任者修了番号					
		7月15日：8時45分～17時30分							
ふりがな			旧姓等の併記を希望する場合の氏名	修了証 再交付等 希 望	有	無			
氏 名									
生年月日		昭和 平成	年 月 日						
現住所 (自宅)		(〒)							
		電話番号または携帯番号 (— —)							
勤務先	名 称								
	所在地	(〒) 電話番号 (— —) F A X (— —)							
	申込担当者	(部署) (氏名)							
受講票送付先		☐ F A X 希望(勤務先・その他(— —)) ☐ 郵送希望(自宅・勤務先)							

※

入金日	月	日
現金 (No) ・ 振込		

※

受講料	9,240円	受講料8,400円 消費税(10%)840円
テキスト代	2,420円	本体価格2,200円 消費税(10%)220円
合 計	11,660円	合計10,600円 消費税(10%)1,060円

- ①氏名は略字を用いることなく、戸籍上の姓名を、受講者ご本人が記入してください。
この申込書に基づき修了証を交付します。後日訂正する場合は手数料がかかります。
- ②テキストは、講習日にお渡しします。
- ③「特定化学物質作業主任者技能講習修了証」を、当日、受付時に提示してください。
- ④「特定化学物質作業主任者技能講習修了証」の紛失、汚損、姓名変更により再交付・書替の必要な方は、「修了証再交付等希望」欄の「有」に○をつけてください。当連合会より関係書類をお送りします。(講習前まで手続きをお願いします。)
- ⑤銀行振込の場合、振込口座番号のご確認は、各労働基準協会または当連合会にお問い合わせください。
- (注意)「受講票」(本票)は、申込書を受理した後に、受付印及び受講番号を記入してF A Xまたは郵送しますので、申込後に必ずご確認ください。

※

修了証番号	
-------	--

※

／	
票	
振	

※

申込受付欄